

ケアプランセンターてととと戸塚 運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人 横浜平成会が開設するケアプランセンターてととと戸塚(以下「事業所」という)が行う、指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員であって介護支援専門員実務研修の修了者(以下「介護支援専門員」という)が、在宅の要介護老人及びその家族に対して、指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 在宅で高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活が営むことができるよう関係市町村及びサービス実施機関等と綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとする。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に寄り添い利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類や特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることがないよう公正中立に行うものとする

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 ケアプランセンターてととと戸塚
2. 所在地 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町550番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(主任介護支援専門員と兼務)
管理者は職員管理及び業務管理等運営全般を統括する。
2. 介護支援専門員 3名以上
本人やその家族の意向等をもとに、適切なサービスの種類や内容等が含まれる計画を作成する。また、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等との連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする
ただし祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする

(支援内容及び利用料)

第6条

支援内容は次のとおりとし、利用料は厚生労働大臣が定めた額とする。

1. 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はないものとする。

2. 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。利用者様による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者様又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者様の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者様及びサービス事業者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者様が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。課題の分析について使用する課題分析の方法はMDS-HC方式等を用いる。

3. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。また、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、定められた要件を満たした場合は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。ただし、その場合は少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問しモニタリングを行います。

4. 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

5. 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者様の自宅又は事業所の相談室において、利用者様又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

6. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、徴収しない。

(緊急時における対応方法)

第7条

居宅介護支援事業の実施中に利用者に緊急事態が生じたときは、すみやかに適切な処置を講ずると共に管理者に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第8条

通常の事業実施地域は、原則として横浜市内の区域とする。

(相談・苦情・ハラスメント対応)

第9条

当事業所は、利用者様からの相談、苦情、ハラスメント等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者様の要望、苦情、ハラスメント等に対し、迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条

当事業所は、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告しなければならない。

1. 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
2. 当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次に掲げる措置を講じるとともに、管理者はこれらの措置を適切に実施するための担当者とする

1. 事業所は、虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その協議した内容、結果について従業者に周知徹底をはかる。本委員会は場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ電話装置等を用いて行うものとする
3. 虐待の防止のために指針を整備する。
4. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施する。
5. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合、責任者は速やかに市区町村等の関係各所に報告を行い事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止について速やかに虐待防止委員会で協議し、その内容について従業者に周知するとともに市区町村に報告を行い再発防止に努める。

(事業継続計画の策定等に関する事項)

第12条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

1. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
2. 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続企画の変更を行うものとする

(衛生管理等に関する事項)

第13条

事業所は、従業者の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

・事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる必要を講じるものとする

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ5ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6か月に1回催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(身体拘束の適正化に関する事項)

第14条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(運営についての留意事項)

第15条

1. 事務所は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及びサービス機関等から提供された情

報は、関係者以外に漏らしてはならない。

2. 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後一か月以内

継続研修 年4回以上

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人〇〇福社会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて、定めるものとする。

附則

この規定は令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は令和 6年 4月 1日から施行する。